司法修習生の経済的支援の制度創設にあたっての会長声明

平成29年4月19日,平成29年度以降に採用された司法修習生を対象として,新たに給付型の経済的支援を行う「裁判所法の一部を改正する法律」が可決成立した。

法改正に賛同いただいた国会議員をはじめ、賛意を表明してくださった多く の市民の方々に対し、敬意を表するとともに心からの感謝を申し上げる。

司法制度は、法の支配を社会の隅々まで行き渡らせ、市民の権利を実現するために社会に不可欠な制度であり、法曹は司法制度の中核を担う存在であることから、国は、司法試験合格して、法曹になろうとする者に対し、法曹としてふさわしい実務能力を習得させるための司法修習を命じ、修習専念義務を課している。

平成23年11月,司法修習生に対する給費制が廃止され貸与制となった後, 経済的負担の重さから法曹へ進むことを断念するという深刻な問題が生じた。 そのため,法曹となる人材を確保し,修習に専念できる環境を整備するための経 済的支援が喫緊の課題とされてきたが,その課題が今般の「裁判所法の一部を改 正する法律」の可決成立によって一部解消されることとなった。

しかし,新制度によっても,司法修習生に対する給付額は,司法修習生が修習 に専念できる経済的基盤として十分とは言い難いものである。

また,新制度は新第65期から第70期までの司法修習生を適用対象としていないことから,司法修習のために金銭貸与を受けた者が多数おり,この期間の司法修習生と,それ以前の給費制の下で給与を支給されていた司法修習生及び新給付金制度の適用を受ける第71期以降の司法修習生との間で,司法修習中の待遇に不合理な格差を生じており,不公平と評価せざるを得ない。そのため,新第65期から第70期までの司法修習生に対する不公平を解消するための措置を講ずる必要がある。

新制度が整備されたことは大変喜ばしいことであるが、給付金額及び新第65 期から第70期までの司法修習生に対する不公平の是正に向けて、さらに整備が進められることが必要である。

当会は、今後もこれらの課題を解決するために行動する所存である。

2017年(平成29年)5月22日 青森県弁護士会 会長 岩 谷 直 子